【負担割合2割用】　　令和4年4月１日改定

ご利用料金表
（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）

以下のⅠ、Ⅱ、Ⅲの項目を合算したものがご利用料金となります。

Ⅰ．基本料金（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）

【1単位：10.17円】

分　類	項　目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問リハビリテーション費（介護保険給付）*1	① 基本サービス費	307単位						
	② サービス提供体制強化加算	6単位						
①～②　1単位（20分）あたりの利用料 *2		**636円**						

*1…1月にご利用された介護保険サービスの合計単位数が、介護保険被保険者証に記載された「区分支給限度基準額」を超えた場合、超過分は保険対象外（全額自己負担）となる場合がありますのでご注意ください。

*2…1回に訪問につき、2単位（40分）の訪問リハビリテーション実施を標準としています。

Ⅱ．主な加算（介護保険給付）

【1単位：10.17円】

加　算　項　目	費　用	説　明
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	退院/退所/認定日から起算して3ヶ月以内に訪問リハビリテーションを実施した場合。
リハビリテーションマネジメント加算Aイ	180単位/月	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ会議を開催し、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ計画策定、指導等を行った場合。
リハビリテーションマネジメント加算Aロ	213単位/月	上記の他、国にデータ提出を行った場合。
リハビリテーションマネジメント加算Bイ	450単位/月	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ会議を開催し、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ計画策定、指導等を医師が行った場合。
リハビリテーションマネジメント加算Bロ	483単位/月	上記の他、国にデータ提出を行った場合。
診療未実施減算	▲50単位/回	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。
移行参加支援加算	17単位/日	評価対象期間において社会参加に資する取組を実施した割合が一定以上の場合。
12月超利用減算（要支援のみ）	▲5単位/回	利用開始日の属する月から12月を超えた場合に減算する。
事業所評価加算（要支援のみ）	120単位/月	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所において加算する。

Ⅲ．その他の料金（介護保険給付とならないサービス）

項　目	費用（税込）	説　明
実施地域を越えた場合の交通費	210円/回	実施地域を越えた地点から、片道3キロメートル未満の場合。
実施地域を越えた場合の交通費	275円/回	実施地域を越えた地点から、片道3キロメートル以上の場合。